

○街頭防犯カメラシステムに関する規程

(平成 21 年 9 月 24 日公安委員会規程第 10 号)

街頭防犯カメラシステムに関する規程を次のように定める。

街頭防犯カメラシステムに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県警察が運用する街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定め、もってその適正な運用を確保することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 街頭防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう十分配慮しなければならない。

(定義)

第 3 条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 街頭防犯カメラシステム 犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、犯罪の発生する蓋然性が高い地域で運用する街頭防犯カメラにより撮影した映像をモニター画面に映し出し、録画する装置をいう。

(2) データ 街頭防犯カメラによって撮影した映像を電磁的記録媒体に記録したものをいう。

(設置場所の明示)

第 4 条 警察本部長は、街頭防犯カメラの設置について、相当な範囲内において当該防犯カメラの設置が明らかになるよう必要な措置をとるものとする。

(責任者の指定)

第 5 条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用に関し責任者を指定するものとする。

(データの活用)

第 6 条 データは、必要と認められる最小限度において、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のため活用することができる。

(報告)

第 7 条 警察本部長は、前条の規定によりデータを活用した場合は、岡山県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第 8 条 警察本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況を定期的に公表するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。